

第 17 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月8日（金）午後3時00分～3時20分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 9人
 - 1 番 金子 節夫
 - 2 番 島田 信成
 - 3 番 中野 文子
 - 4 番 高田 洋子
 - 5 番 齊藤 澄博
 - 6 番 横山 宏
 - 7 番 松島 章倫
 - 8 番 横山 正行
 - 10 番 小林 修
4. 欠席委員 1人
 - 9 番 中村 政五郎
5. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉
6. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名について
 - 第 2 議案
 - 第 50 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権）
 - 第 51 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 3 報告
 - 第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（横山）	<p>それでは只今から、第17回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。</p>
事務局長（金井）	<p>只今の出席委員数は、9名で御座います。</p>
会長（横山）	<p>事務局の報告の通り、本日出席の委員は9名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第17回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号4番高田洋子委員、議席番号5番齊藤澄博委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案第50号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題と致します。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第50号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和6年11月8日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい」。譲渡人は「高齢で自身で農地の管理ができないので、処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては1ページから3ページを参照して下さい。なお、申請地につきましては11月6日、1班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>次に、議案第51号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書3ページをご覧ください。議案第51号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年11月8日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は、「現在館林市の借家に家族で生活しておりますが、子供もできたので自分たちの家を持ちたいと思いました。父に相談したところ、今回の申請地の提供を受けました。実家に近く幼少期を過ごしたところですので、この地に建築したいと思います。」とのことです。</p> <p>転用目的は「一般住宅用地（使用貸借）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては4ページから7ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p>
<p>10番（小林）</p>	<p>10番小林修委員</p> <p>10番小林です。11月6日に1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字中野字諏訪原地内、案内図は資料の4ページ、付近状況図は5ページから7ページを参照してください。申請地は邑楽中学校西側から100メートルのところに位置します。農地区分はその他農地の第二種農地と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>2番について、事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番、譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「私共は現在、町内の共同住宅の一部を借り受け居住しております。子供もおり手狭となり、また、建物建築資金の目処が立ったため、申請地を父から使用貸借契約により借り受け、自己居住用の住宅を建築し利用いたしたく申請します。」とのことです。</p> <p>転用目的は「一般住宅用地（使用貸借）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては8ページから11ページを参照して下さい。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>5番齊藤澄博委員</p>
<p>5番（齊藤）</p>	<p>5番齊藤です。11月6日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字西ノ根地内、案内図は資料の8ページ、付近状況図は9ページから11ページを参照してください。農地区分はその他農地の第二種農地と判断されます。現地は農地の広がりがなく、適切に管理されている状態でした。1班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>3番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「現在、私共会社は千代田町においてコンクリート再生路盤材の生産業務を行っております。今回、資材置場が不足し途方に暮れ困っていたところ、申請地が見つかりました。敷地の規模について、要望する敷地面積に近い理想的な形状なため、選定いたしました。また、現在の事業状況においても早々に確保しなければならないため、申請に及んだ次第であります。隣接する道路幅員もあり、製品運搬に支障なく、隣地周辺の方々の承諾もいただきました。何卒、私共会社の諸事情をお含みの上、許可くださりますようお願い申し上げます。」とのことです。</p> <p>転用目的は、「露天資材置場用地(売買)」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては12ページから16ページを参照してください。</p> <p>ここで説明の補足です。事業計画として、事業予定地は周囲を高さ4メートルの鋼板で囲み、鋼板のすぐ内側のデッドスペースに深さ30センチメートルの素掘り側溝を設け、長さ25メートル、深さが1メートルの単粒土碎石の雨水貯留槽へ導き雨水処理を行います。また全体のレベルを合わせるように盛土を行い、低い箇所で最大約65センチメートル程度嵩上げする計画ですが、その施行については、周囲を角度30度以下の法面を施行した上で実施し、表面を砂利敷きして転圧するものであります。これらにより周辺の被害はないものとする計画とのことです。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>2番島田信成委員</p>
2番(島田)	<p>2番島田です。11月6日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字水立地内、案内図は資料の12ページ、付近状況図は13ページを参照してください。申請地はその他農地の第二種農地と判断されます。資料14ページの公図のとおり大規模な開発になりますが、町の都市計画課には既</p>

2番（島田）	<p>に事前協議済みとなっております。1班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会長（横山）	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>次に議事日程第3、報告第17号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。1番から4番まで事務局より一括して報告を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案書5ページをご覧ください。報告第18号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、次のとおり農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和6年11月8日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては17ページを参照してください。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては17ページを参照してください。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「倉庫用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては17ページを参照してください。</p> <p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「土壌分譲用地（売買）」、</p>

事務局(國府田)	施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては17ページを参照してください。以上、報告といたします。
会長(横山)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第17回邑楽町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p>令和6年11月8日</p> <p>邑楽町農業委員会 会長 <u>横山 正行</u></p> <p>委員 <u>高田 洋子</u></p> <p>委員 <u>齊藤 澄博</u></p>